

## 議案第 31 号

### 財産処分(旧桐生市立川内北小学校及び旧桐生市立川内北幼稚園) について

次のとおり、財産を売却するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

#### 1 売却する財産

##### (1) 土地

NO	所在	地目	面積
1	桐生市川内町五丁目 1 4 7 3 番 9	宅地	5 0 . 0 0 m <sup>2</sup>
2	桐生市川内町五丁目 1 4 7 8 番 1	宅地	1 , 6 2 8 . 0 0 m <sup>2</sup>
3	桐生市川内町五丁目 1 5 4 1 番 1	宅地	1 , 2 3 3 . 0 0 m <sup>2</sup>
4	桐生市川内町五丁目 1 5 4 1 番 5	宅地	1 0 3 . 0 0 m <sup>2</sup>
5	桐生市川内町五丁目 1 5 4 1 番 7	雑種地	3 7 . 0 0 m <sup>2</sup>
6	桐生市川内町五丁目 1 5 4 1 番 8	雑種地	7 0 . 0 0 m <sup>2</sup>
7	桐生市川内町五丁目 1 5 7 4 番 1	宅地	7 , 6 1 0 . 0 0 m <sup>2</sup>
8	桐生市川内町五丁目 1 5 7 4 番 3	宅地	2 5 4 . 2 9 m <sup>2</sup>
9	桐生市川内町五丁目 1 5 7 4 番 4	雑種地	8 6 . 0 0 m <sup>2</sup>
1 0	桐生市川内町五丁目 1 5 7 4 番 5	宅地	1 3 8 . 6 7 m <sup>2</sup>
1 1	桐生市川内町五丁目 1 5 8 3 番 3	宅地	1 0 . 2 5 m <sup>2</sup>
1 2	桐生市川内町五丁目 1 5 8 3 番 4	宅地	1 5 . 0 1 m <sup>2</sup>
1 3	桐生市川内町五丁目 1 5 8 7 番 1	宅地	3 , 0 7 7 . 9 6 m <sup>2</sup>
1 4	桐生市川内町五丁目 1 5 8 8 番 5	宅地	1 2 4 . 4 2 m <sup>2</sup>
1 5	桐生市川内町五丁目 1 5 3 7 番 2	雑種地	1 , 5 5 1 . 0 0 m <sup>2</sup>
1 6	桐生市川内町五丁目 1 5 3 7 番 7	雑種地	2 2 . 0 0 m <sup>2</sup>
合計			1 6 , 0 1 0 . 6 0 m <sup>2</sup>

(2) 建物

NO	所在	構造	面積
1	桐生市川内町五丁目1587番地1	軽量鉄骨造 平家建	339.52㎡
2	桐生市川内町五丁目1587番地1	軽量鉄骨造 平家建	66.24㎡
3	桐生市川内町五丁目1587番地1	コンクリートブロック造 平家建	3.76㎡

2 売却価格 8,120万1,200円

3 売却の相手方 桐生市新宿三丁目3番19号  
社会福祉法人桐生市社会福祉協議会  
会長 高松 富雄

## 議 案 説 明

### 議案第 31 号 財産処分(旧桐生市立川内北小学校及び旧桐生市立川内北幼稚園)について

旧桐生市立川内北小学校及び旧桐生市立川内北幼稚園を社会福祉法人桐生市社会福祉協議会へ売却するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。